## 電気通信大学におけるUECアカウントの取扱いに関する要項

制定 令和4年6月20日要項第5号

(趣旨)

- 第1条 この要項は、電気通信大学(以下「本学」という。)におけるUECアカウントの 取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 UECアカウントの取扱いについては、国立大学法人電気通信大学個人情報保護規程 (以下「個人情報保護規程」という。)、国立大学法人電気通信大学情報システム運用基本規程(以下「情報システム運用基本規程」という。) その他関係規程等に定めるものの ほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要項において「UECアカウント」とは、本学において個人を識別するための文字列のうち、次に掲げるものをいう。
  - (1) 個人データを学内で連携するために割り当てられるもの(以下「キーID」という。)
  - (2) 学内情報システムを利用する者の本人確認のために用いられるもの(以下「認証 I D」という。)

(管理責任者)

- 第3条 UECアカウントを適切に管理・運用するため、本学に、UECアカウント管理 責任者(以下「管理者」という。)及び副管理責任者(以下「副管理者」という。)を置 く。
- 2 管理者及び副管理者は、情報システム運用基本規程に定める情報化統括責任者及び情報化統括責任者補佐をもって、それぞれ充てる。
- 3 管理者は、UECアカウントの管理・運用に関し必要な事項を総括する。
- 4 副管理者は、管理者を補佐し、UECアカウントの管理・運用のために必要な業務を 処理する。

(利用目的等の周知)

第4条 管理者は、個人情報保護規程に則り、UECアカウントの利用目的及び取扱方法 を次条第1項に掲げるすべての者に周知するものとする。

(キー I D)

- 第5条 管理者は、職員、学生その他本学における活動のための身分を有するすべての者 に対して、1人につき1つのキーIDを割り当てるものとする。
- 2 職員は、業務上必要な個人情報データベース等を構築するときは、当該個人情報データベース等にキー I Dを入力するものとする。

(認証 I D)

- 第6条 管理者は、次の各号に掲げる者に対して、認証IDを付与するものとする。
  - (1) 学域学生及び大学院学生
  - (2) 前号に掲げる学生以外の学生(本人から申請があった場合に限る。)
  - (3) 職員(非常勤職員を含む。)
  - (4) 派遣職員、特別研究員その他の諸規程又は契約等の定めにより本学における活動の

ための身分を与えられた者 (本人から申請があった場合に限る。)

- (5) その他管理者が認めた者
- 2 前項の認証 I Dを付与するときは、管理者の定めるところにより、本人確認を行うものとする。
- 3 管理者は、認証 I Dを付与した者が第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、 別に定める時期までに当該者の認証 I Dを削除又は無効化するものとする。 (利用者の責務)
- 第7条 認証 I Dを付与された者(以下「利用者」という。)は、付与された認証 I Dを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 利用者は、認証 I Dを盗用されないよう、管理者が指示するところによりパスワード を設定するなど、適正に管理しなければならない。
- 3 利用者は、情報セキュリティポリシー及び関連諸規程等を遵守するとともに、管理者 が指定する教育研修等を受けなければならない。

(サービス提供)

- 第8条 学内情報資源を管理する者が、その保有する情報資源を利用者に提供(以下「サービス提供」という。)する場合には、原則として、認証 I Dにより本人の認証をするものとする。
- 2 利用者ごとのサービス提供可能期間は、当該サービスごとに別に定める。 (利用停止等)
- 第9条 管理者は、利用者が情報システム運用基本規程第26条に定める禁止行為等を行った場合は、当該利用者の認証IDを取り消し、又は一定期間その利用を停止させることができる。

(UECアカウント付与の手順)

- 第10条 UECアカウントの付与に係る手順等については、管理者が別に定める。 (雑則)
- 第11条 本要項の定めによりがたい特別な事情がある場合の取扱い、又はこの要項に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附則

この要項は、令和4年6月20日から施行する。